

平成 22 年 12 月 13 日

**要望項目等に関する最終整理案**  
**[国税]**

**【資産課税関係】**

## 相続税の見直し（案）

○ 相続税の再分配機能の回復・格差是正等の観点から、相続税の課税ベース及び税率構造について次の見直しを行う。

(1) 相続税の基礎控除の見直し

	現 行	改正案
定額控除	5,000 万円	3,000 万円
法定相続人 比例控除	1,000 万円に法定相続 人数を乗じた金額	600 万円に法定相続 人数を乗じた金額

(2) 死亡保険金に係る非課税限度の見直し

現 行	改正案
500 万円に、法定相続人の数を 乗じた金額	500 万円に、法定相続人（未成年 者、障害者又は相続開始直前に 被相続人と生計を一にしていた 者に限る。）の数を乗じた金額

(3) 相続税の税率構造の見直し

現 行		改正案	
	税率		税率
1,000 万円以下の金額	10%	同 左	
3,000 万円	15%	"	
5,000 万円	20%	"	
1 億円	30%	"	
3 億円	40%	2 億円以下の金額	40%
—		3 億円	45%
3 億円超の金額	50%	6 億円	50%
—		6 億円超の金額	55%

(注) 上記の改正は、平成 23 年 4 月 1 日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用する。

○ 未成年者控除及び障害者控除の引上げ

前回改正時（昭和 63 年）からの物価の動向等を踏まえ、未成年者控除及び障害者控除を次のとおり引き上げる。

(1) 未成年者控除

現 行	改正案
20 歳までの 1 年につき 6 万円	20 歳までの 1 年につき 10 万円

(2) 障害者控除

現 行	改正案
85 歳までの 1 年につき 6 万円 (特別障害者については 12 万円)	85 歳までの 1 年につき 10 万円 (特別障害者については 20 万円)

(注) 上記の改正は、平成 23 年 4 月 1 日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用する。

○ 連帯納付義務者が連帯納付義務を履行する場合に負担する延滞税については、一定の要件の下、利子税に代える等の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成 23 年 4 月 1 日以後の期間に対応する延滞税について適用する。

## 贈与税の見直し（案）

### ○ 暦年課税

相続時精算課税制度の対象とならない贈与財産に係る贈与税の税率構造を次のように見直す。

- (1) 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る贈与税の税率構造について、生前贈与による財産の有効活用の観点から、次のとおり緩和する。

現 行		改 正 案	
	税率		税率
200万円以下の金額	10%	同 左	
300万円 "	15%	400万円以下の金額	15%
400万円 "	20%	600万円 "	20%
600万円 "	30%	1,000万円 "	30%
1,000万円 "	40%	1,500万円 "	40%
—		3,000万円 "	45%
1,000万円超の金額	50%	4,500万円 "	50%
—		4,500万円超の金額	55%

- (2) 上記(1)以外の贈与財産に係る贈与税の税率構造について、相続税の最高税率の引上げにあわせ、次のように改める。

現 行		改 正 案	
	税率		税率
200万円以下の金額	10%	同 左	
300万円 "	15%	"	
400万円 "	20%	"	
600万円 "	30%	"	

1,000 万円以下の金額	40%	同 左	
—		1,500 万円以下の金額	45%
1,000 万円超の金額	50%	3,000 万円	// 50%
—		3,000 万円超の金額	55%

(注) 上記の改正は、原則として平成 23 年 1 月 1 日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

○ 相続時精算課税

若年世代への資産の早期移転を一層促進する観点から、相続時精算課税制度の適用要件を次のように拡充する。

- (1) 受贈者の範囲に、20 歳以上である孫（現行：推定相続人のみ）を加える。
- (2) 贈与者の年齢要件を 60 歳以上（現行：65 歳以上）に引き下げる。

(注) 上記の改正は、平成 23 年 1 月 1 日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

**【検討事項】**

- 相続税の連帯納付義務については、共同相続人による納税義務の履行の実態や租税の徴収確保の観点を踏まえ、そのあり方について幅広く検討を行う。